

第4編 原子力災害中長期対策

第1章 緊急事態解除宣言後の対応

【原子力安全対策課、保健福祉課】

県は、内閣総理大臣が緊急時モニタリングの結果等を勘案し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認め、原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第2章 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

【原子力安全対策課、環境・ゼロカーボン推進課、産業政策課】

県は、市町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。

第3章 汚染の除去等

【原子力安全対策課】

県は、国の指導・助言のもと、国、重点市町、原子力事業者及び関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第4章 復旧期モニタリングの実施と結果の公表

【原子力安全対策課、原子力センター、衛生環境研究所】

原子力緊急事態解除宣言後、国（原子力規制委員会）は、緊急時モニタリングセンターを廃止することとなるが、引き続き、県は、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して、発災後の復旧に向けて以下の判断等を行うため、復旧期モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握し、その結果を速やかに公表するものとする。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと。
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること。
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること（個人線量推定）。

その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第5章 各種指示、制限措置の解除

【原子力安全対策課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、水産課】

4-5-1 各種指示の解除

県は、環境モニタリングの結果等から、原子力災害に伴って講じられた退避等の指示を解除することが適当であると判断した場合には、国及び国の派遣専門家等の指導・助言及び指示に基づき、各種制限措置の解除を決定し、重点市町並びに関係機関等に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

4-5-2 各種制限措置の解除

県は、環境モニタリングの結果、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示等に基づき、原子力災害に伴って講じられた立入制限、飲食物及び地域生産物の摂取制限及び出荷制限等の各種制限措置の解除を決定し、重点市町並びに関係機関等に指示するものとする。

また、各放送機関及び地元CATVに対し、緊急放送を要請し、住民等に周知徹底を図るものとする。

第 6 章 災害地域住民に係る記録等の作成

【原子力安全対策課、健康増進課】

4-6-1 災害地域住民の記録

県は、重点市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、指定避難所等においてとった措置等を、被災地住民登録票により記録することに協力するものとする。

4-6-2 被害状況調査の実施

県は、災害時における制限措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、必要に応じ農林水産業等の受けた被害について調査し、資料等を整備するよう関係市町に指示し、これに協力する。

4-6-3 健康調査の実施及び心身の健康相談体制の整備

県は、国及び重点市町と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民等に対し、健康調査を実施し、住民の心身の健康維持を図るものとする。

また、県は、国及び重点市町とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対し、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

4-6-4 災害状況の記録

県は、災害の状況、緊急時モニタリング調査結果に基づく被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策として措置した諸記録、原子力災害中長期対策として措置した諸記録等原子力災害の全般にわたる記録を作成し、保存しておくものとする。

被災地住民登録票

第 号 被災地住民登録票	ふりがな		性 別		
	氏 名		生 年 月 日		
	職 業		年 齢		
	本 籍				
	現 住 所	TEL			
	避 難 指 示 時 に いた 場 所	市 町 郡 村 大字 字 番地			
		屋 内 (木造・鉄筋コンクリート・石造) 屋 外			
		事故現場からの 距離 (km)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		
			11 12 13 14 15 16 17 18 19 20		
	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30				
30~35 36~40 40~50					
避 難 指 示 直 後 の 動 行	0~ 10分	10~ 20分	20分~30分	30分~1時間	
	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	
	1時間~1時間30分	1時間30分~2時間	2時間~2時間30分	2時間30分~3時間	
	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	屋 内 ・ 屋 外	
避 難 指 示 時 の 身 体 状 況 等	服 装		飲 食 の 有 無	有 () 無	
	雨や水に濡れたか	有 無	妊 娠 の 有 無	有 (週間目) 無	
	放射線治療の有無	有 無	安 定 ヨ ウ 素 剤 を 飲 ん だ か だ う か	有 無	
	甲状腺の病気の有無	有 無	ヨ ウ 素 ア レ ル ギ ー の 有 無	有 無	
	RI検査(核医学 検査)の有無	有 無			
被 ば く 度		未 処 置	処 置 済		
	皮 膚				
	衣 服				
除 染 そ の 他 措 置 状 況	測 定 器 ・ 測 定 方 法 及 び 測 定 者				
	衣 服	A B	(携 行 支 給)		
	身 体	A B C D			
被ばく当時 の急性病状	医 療 措 置	A B C D E			
避 難 場 所				この登録票について 1 この登録票は、将来医療措置や損害賠償の際に参考とするものですから、大切に保存して下さい。 2 住所や氏名が変わったときは、すぐにその旨を届け出て下さい。 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは、再交付を申し出て下さい。 4 この登録票は、他人に譲ったり貸したりしてはいけません。	
避 難 期 間					
そ の 他 参 考 事 項					
発 行 年 月 日	年 月 日				
発 行 者	〇 〇 市(町) 長 〇 〇 〇 〇 印				

(記載上の注意)

- 衣服の欄 A 更衣せず B 更衣
 身体の欄 A 無処理 B 水による洗浄 C 洗剤により洗う D 特殊洗剤により洗う
 医療措置欄 A 要せず B 薬品投与 C 一般検査 D 精密検査 E 治療

第 7 章 風評被害等の影響の軽減

【原子力安全対策課、広報広聴課、産業政策課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、水産課】

4-7-1 風評被害等の影響の軽減

県は、国と連携し、原子力災害による風評被害等の防止や影響を軽減するために、検査体制を整備し、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光地の安全性アピールのための広報活動を行うものとする。

また、県は、国、原子力事業者等と協力し、汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに放射性物質による汚染の有無を確認し、その結果を公表するものとする。

第 8 章 被災者等の生活再建の支援

【防災危機管理課、保健福祉課、健康増進課、産業政策課、経営支援課、労政雇用課、建築住宅課】

4-8-1 被災者等の生活再建

- (1) 県は、国及び重点市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じるものとする。
- (2) 県は、国及び重点市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町及び避難先の市町が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 県は、重点市町と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4-8-2 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ中小企業高度化資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第 9 章 物価の監視

【県民生活課】

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第 10 章 復旧・復興事業からの暴力団排除

【県警本部】

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、県、重点市町、その他の市町、関係機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第 11 章 原子力事業者の災害復旧対策

【四国電力㈱】

4-11-1 災害復旧対策計画の作成

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、県及び重点市町に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。

4-11-2 県等の行う災害復旧対策への協力

原子力事業者は、環境モニタリング、除染等に必要となる防災資機材の貸与及び防災要員の派遣を行い、国、県、重点市町に全面的に協力するものとする。

4-11-3 仮設住宅等の提供

原子力事業者は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。

第 1 2 章 災害対策本部等の解散

【防災危機管理課、原子力安全対策課】

4-12-1 国の原子力災害対策本部の廃止

国の原子力災害対策本部は、原災法第 2 1 条第 1 項に基づき、その設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

4-12-2 県災害対策本部の解散

県災害対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、国及び国派遣専門家等の指導・助言を得て、災害対策本部を解散するとともに、重点市町、その他の市町、関係機関等にその旨を通知するものとする。

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。